

令和 9 年度 環境保全促進助成事業実施要綱

第 1 趣旨

一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、この要綱に定めるコミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るための事業に助成を行うことにより、環境にやさしい地域づくりの推進を図るものとする。

第 2 助成対象事業

1. 助成対象事業は、都道府県、市（区）町村及び市（区）町村が認めるコミュニティ組織（以下「事業実施団体」という。）が行う地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るためのソフト事業であって、各種イベント、交流会・発表会及び指導者養成研修会等の事業を対象とする。
2. 助成対象事業は、国の補助金の交付を受けない事業で、助成金の交付決定があった年度に終了するものであること。
3. 毎年繰り返し実施する事業や書籍類の刊行及び単発的なクリーン作戦等の本事業の趣旨になじまないものは対象外とする。

第 3 助成対象事業者

助成対象事業者は、都道府県又は市（区）町村とする。

第 4 助成金

助成金は、助成対象事業に要する経費の範囲内で、次の額とする。ただし、助成額は 10 万円単位とし、単位未満は切り捨てとする。

1. 事業実施団体が都道府県、市（区）町村の場合においては、1 件あたり 200 万円を限度とする。
2. 事業実施団体が市（区）町村の認めるコミュニティ組織の場合においては、1 件あたり 100 万円を限度とする。

第 5 助成の申請手続

1. 助成対象事業者は、自治総合センター理事長（以下「理事長」という。）に助成事業申請書（別記様式第 1 号）を提出するものとする。

なお、助成事業申請書の提出は、事業実施団体が市（区）町村の場合は都道府県知事を経由し、市（区）町村が認めるコミュニティ組織の場合は市（区）町村長、都道府県知事を経由するものとし、都道府県知事は、都道府県及び管内市（区）町村の助成事業

申請書を取りまとめたうえ、一括して理事長に提出するものとする。

2. 都道府県知事は、助成事業申請書と併せて副申書（別記様式第2号）及び申請概要一覧表（別記様式第2号の2）をつけて理事長に提出するものとする。

第6 助成の決定等

1. 理事長は、送付された助成事業申請書の内容を審査し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。
2. 1により助成を決定した場合、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを助成対象事業者の長に通知するものとする。
3. 助成対象事業について変更が生じる場合は、助成対象事業者はその理由を付して、速やかに理事長に助成事業変更申請書（別記様式第4号）を提出し、その承認を受けるものとする。

なお、助成事業変更申請書の提出は、事業実施団体が市（区）町村の場合は都道府県知事を経由し、市（区）町村が認めるコミュニティ組織の場合は市（区）町村長、都道府県知事を経由するものとし、都道府県知事は提出された申請書を取りまとめたうえ、理事長に提出する。

第7 助成金の交付

1. 助成対象事業者は、事業が終了し、助成金の交付を受けようとするときは、助成事業実績報告書（別記様式第3号）を理事長に令和10年3月末日までに提出するものとする。

なお、助成事業実績報告書の提出は、事業実施団体が市（区）町村の場合は都道府県知事を経由し、市（区）町村が認めるコミュニティ組織の場合は市（区）町村長、都道府県知事を経由するものとし、都道府県知事は提出された助成事業実績報告書を取りまとめたうえ、理事長に提出する。

2. 理事長は、助成事業実績報告書を受理した後、交付すべき助成金の額を確定し、都道府県知事に通知するとともに、助成対象事業者に交付するものとする。

なお、都道府県知事は、助成対象事業者の長に助成金の額の確定と交付について通知するものとする。

3. 事業実施団体が市（区）町村の認めるコミュニティ組織の場合は、助成金は市（区）町村に交付されるので、市（区）町村においては予算に計上して処理するものとする。

第8 その他

この要綱に定めのない事項については、必要の都度、理事長が定めるものとする。